

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、平成 21 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計に係る資金不足比率を算定した結果は次のとおりです。

1 健全化判断比率

全ての比率について早期健全化基準を下回っており、財政健全化法上は特に問題ありません。しかし、健全化判断比率の 4 指標のうち「実質公債費比率」については、地方債協議制度における基準（18%）を超えているため、公債費負担適正化計画を定め財政健全化に向けた取組みが求められています。なお、実質公債費比率の今後の推計では、平成 22 年度決算から 18%以下となる見込みです。

(単位：%)

	平成 21 年度	平成 20 年度	比較	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	15	20
連結実質赤字比率	—	—	—	20	40
実質公債費比率	18.1	20.4	△2.3	25	35
将来負担比率	89.2	114.1	△24.9	350	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額・資金不足額が生じていないため該当ありません。

2 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足比率は、いずれの会計も資金不足が生じておらず、本比率については該当ありません。

(単位：%)

	平成 21 年度	平成 20 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20
高社簡易水道特別会計	—	—	
下水道特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	
観光施設特別会計	—	—	

3 各指標について

(1) 実質赤字比率

普通会計（一般会計、情報通信特別会計、学校給食特別会計、奨学資金貸付事業特別会計、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。赤字額が生じていないため「—」で表示しています。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率です。赤字額、資金不足額が生じていないため「—」で表示しています。

(3) 実質公債費比率

一般会計の公債費と特別会計、公営企業会計及び一部事務組合の公債費に充当された一般会計からの繰出金及び負担金を合算した額の標準財政規模に対する比率です。(過去3年平均)

平成21年度決算は18.1%で、前年度に比べ2.3ポイント改善することができました。これは主に、平成8、9年度にふれあいの園整備に要した過疎債が完済したことと、水道、下水道会計の元利償還金に対する繰出金が減少したことによるものです。

(4) 将来負担比率

土地開発公社や損失補償を行っている第三セクター等の出資法人も含め、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

平成21年度決算は89.2%で、前年度に比べ24.9ポイント改善することができました。これは主に、地方債残高が減少したことと基金残高が増加したことによるものです。なお、算定に用いられている主な将来負担項目は次のとおりです。

- 道路や学校建設など公共施設整備の財源とした地方債残高
- 下水道事業などの特別会計や岳北広域行政組合などの広域連合・一部事務組合などが発行した地方債に対する将来的な一般会計の負担見込額
- 債務負担行為に基づく支出予定額
- 村の全職員が一斉に退職したと仮定した場合の退職手当支給見込額
- 村が損失補償を付した第三セクター債務に対する一般会計の負担見込額

健全化判断比率の対象範囲

